

日本東亞同文書院編

(第三十冊)

中國省別全志

綫裝書局

第三十冊

第十五卷 江蘇省（二）大正九年 一九二〇年 東亞同文會……………一

第十五卷

江蘇省

(二)

大正九年

一九二〇年

東亞同文會

第七編 工業

第一章 綿絲紡績

第一節 上海に於ける紡績業

第一 沿革及現狀

上海は支那に於ける機械紡績の起源地にして、今を去る約三十年前李鴻章の指導の下に計劃せられ、幾多の變遷を経て今日に至れり、而して吾人は便宜上其沿革を(一)支那人獨占時代(二)中外對立時代(三)中日外鼎立時代の三期に分ち其の變遷の跡を見んと欲す。

(一) 支那人獨占時代 即ち日清戰役以前を指すものにして、故直隸總督李鴻章が其の幕僚馬達忠に命じ、上海に新式の官營織布會社を開設せしめ、之を上海織布局と稱せしに始まる、該局は資本四十萬兩にして一八八四年起工し、一八九

○年其完成と共に運轉を開始せり、當初紡錘二萬餘、織機三百臺を有し西洋技師四人、支那職工八百名を使用し、年に二千俵を製出したり、之に亞ぎて起れるは機器紡織局にして、一八九一年の創立に係り、資本二十九萬兩、官商合辦とし西洋技師二人、日本人十名、支那職工六十人を使役し、毎日十六手六千封度を紡絲せり、當時は棉花の供給豊富にして、一擔十兩を出でざるのみならず、日本其他の紡績業未だ盛ならざりしを以て、綿絲の需要多く、二局共に毎年巨額の利を得たり、即織布局の如きは一八九二年には五割五分の配當をなせりと云ふ。

然るに織布局は不幸にして一八九三年九月火災の爲に全部焼失し、再開に至らずして止みたり、然れ共該織布局は設立當時十箇年間織布紡績に對し獨占權を附與せられしを以て、更に政府に請ひ、上海の紡績織布會社を監査するの權を得、監査料として毎俵一兩を收むるを許され、紡織稽查所を興したり、而して一八九三年に至り李鴻章は之を官民合辦として、織布局の再興を畫し、楊藝芳(李鴻章の姻戚)を總辦として一八九四年開業し、織布局の特權を之に繼承せしめたり、其後盛宣懷氏之に代り八十萬兩の株式組織となし、之を華盛紡紗廠と稱し、織機七百五十

臺、錘數六萬五千を設置せり、更に翌年大純紡紗廠及裕普紗廠の二會社設立せられたり、是實に上海に於ける紡績業の支那人獨立時代とす。

(二) 中外對立時代 當時外人は未だ公然支那内地に於て製造業を開設するを許されざりしが、一八九五年(光緒二十一年)四月馬關條約の結果外國人も支那に於て製造業を營むの權利を得たり、此時早く外國人にして上海に紡績織布に着手せしは怡和洋行にして、一八九五年末資本金百萬兩を以て怡和紗廠(紡錘數五萬、職工一千五百)を開設せり、越へて一八九七年初資本金百萬兩を有する瑞記紡織廠(四萬錘)の設立を見、次ぎて茂生紡織廠、老公茂紗廠、協隆紡紗廠等の紡績會社起れり。

(三) 中日外鼎立時代 日本人の上海紡績に手を染めしは北清事變後にして一九〇二年三井洋行の興泰紗廠を買收せしに始る、其後大純紗廠も亦同洋行の手に入り、日本人獨特の技術と監督の方法とに由り經營せるが好成績を得たり、此間支那人經營の會社亦一、二設立せられたるものあり、即ち一九〇七年には同昌紗廠翌年には公益紗廠(英支合同)起り、日本側にては日信紗廠の開設あり、漸く

内外紡績絲の競争激烈となれり、今其當時の狀況を一覽表として示さむ。

支那人獨占時代		中外對立時代		會社名		開設年	經營者	資本金	錘數
器機織布局	一八九〇	支那	國別	四〇〇、〇〇〇	同	二〇、〇〇〇			
器機紡織局	一八九一	同		二九〇、〇〇〇					
華盛紡織總局	一八九四	同		八〇〇、〇〇〇		六五、〇〇〇			
裕源紗廠	一八九三	同				二五、〇〇〇			
大純紗廠	一八九五	同							
裕普紗廠	一八九五	同							
怡和紡紗廠	一八九五	英國	一、〇〇〇、〇〇〇	同	一五〇、〇〇〇				
瑞記紡紗廠	一八九七	獨逸	一、〇〇〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇				
鴻源紡紗廠(茂生)	一八九七	英國	一、〇〇〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇				
老公茂紗廠	一八九七	同	七一五、八〇〇		三〇、〇〇〇				
協隆紡紗廠	一八九七	同	七五〇、〇〇〇		二三、〇〇〇				
裕通紗廠	不明	支那							
覆泰紗廠	同	同							
上海紗廠	一九〇二	日本							
三泰紗廠	一九〇五	同							
日信紗廠	一九〇七	同							

以上は其大體を示すものにして、必ずしも現存工場にあらず、今左に其經營者の國別に依り現存工場を示し、併せて其經營成績を示さむ。

支那人經營工場 (二二八、六八六錠
二、六五六臺)

中日外鼎立時代		支那人經營工場	
内外綿花第三工場	一九一一	同	同
又新紡紗廠	一九一一	同	同
振華紗織廠	一九〇六	支那	同
裕源紗廠	一九〇六	同	同
同昌紗廠	一九〇六	同	同
慶祥紗廠	一九〇九	同	同
恒豐紡績廠	一九〇九	同	同
公益紗廠	一九〇七	英、支 合同	同
三〇〇,〇〇〇兩		四一,九三六	
		一〇,〇〇〇餘	
三新(又新)	楊樹浦	一八九五 ^年	二,一〇〇,〇〇〇 ^元
恒豐	華盛路	一八九〇	五〇〇,〇〇〇
振華	楊樹浦	一九〇六	四〇〇,〇〇〇 ^同
恆昌源(舊日信)	宜昌路	一九〇七	二五〇,〇〇〇 ^元
		六五,五二〇 ^圓	
		一五,五七六	
		一三,二〇〇	
		九,三九二	
		一	
		一	
		三五〇	
		一,一〇六 ^台	
		織機	
		織機	

同昌	南市	一九〇七	六〇〇,〇〇〇	一一,二〇〇	—
寶豐(舊裕通)	開北	一九〇〇	五〇〇,〇〇〇	一八,二〇〇	三〇〇
德大	楊樹浦	一九一四	三〇〇,〇〇〇	一〇,三六八	—
厚生	同	一九一七	一,二〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三〇〇
申新	曹家渡	一九一六	—	一二,二三〇	四〇〇
鴻裕	蘇州河上 流又袋角	一九一五	六〇〇,〇〇〇	二三,〇〇〇	—
溥益	同	一九一六	八〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—
永源	—	一九一七	三〇〇,〇〇〇	—	二〇〇
外國人經營工場(二四五,八二四鎊 二〇六六臺)					
怡和	楊樹浦	一八九五	一,一五〇,〇〇〇	七三,九五二	八〇〇
楊樹浦	同	一九一三	一,五〇〇,〇〇〇	五五,六三二	四一六
老公茂	同	一八九五	八〇〇,〇〇〇	四〇,〇九六	二〇〇
東方(舊瑞記)	同	(獨逸)一八九五	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇,七六八	二五〇
公益(外支共同)	曹家渡	一九〇七	五三六,〇〇〇	二五,三七六	四〇〇

日本人經營工場 (三一四、四五六鍾)
(一、九八六臺)

上海第一	楊樹浦	一八九〇	二〇、三九二	三七六
同 第二	同	一九〇八	二五、四八〇	五一〇
同 第三	同	一九一六	五〇、五九二	—
日華(舊鴻源)	浦東	一八九五	六一、〇五六	五〇〇
内外第三	西蘇州路	一九一一	二〇、〇〇〇	—
同 第四		一九一一	三〇、〇〇〇	—
同 第五		一九一一	六〇、〇〇〇	—
同 第七		一九一八	—	六〇〇
同 第八		一九一八	二〇、〇〇〇	—
同第九(舊裕源)	麥根路	一九一八	二六、九三六	—
合 同		一九一八	準備中	—

大阪本店の分工場

上海に於ける紡績會社成績一覽表

會社名	年度末一株拂込	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
怡和	十月三十一日 五十兩	配當割合 同 一五・〇〇% 三・〇〇	配當割合 同 二二・〇〇% 二・〇〇	配當割合 同 一六・〇〇% 三・〇〇	配當割合 同 九・〇〇% 一・八〇	配當割合 同 二・〇〇% 四・〇〇
楊樹浦	十二月三十一日 五兩	—	—	—	無配	一・二五
鴻源	九月三十日 七十五兩	一・〇〇 一三・〇〇	五・〇〇 六・七〇	五・〇〇 〇・七五	無配	一・三〇 一六・六
上海紡	六月三十日 五十兩	一・〇〇 二〇・〇〇	二・〇〇 三・〇〇	七・五〇 一五・〇〇	六・〇〇 二・〇〇	六・〇〇 二・〇〇
内外棉	十一月二十五日 五十圓	七・五〇 ^円 一五・〇〇	五・〇〇 ^円 一〇・〇〇	六・〇〇 ^円 二・〇〇	三・六二 ^円 二・〇〇	— 二・五〇
公益	十一月三十日 十兩	一・五〇 ^同 一五・〇〇	二・〇〇 ^同 三・〇〇	一・五〇 ^同 一五・〇〇	〇・九〇 ^同 九・〇〇	二・〇〇 二・〇〇
老公茂	十二月三十日 百兩	二・〇〇 三・〇〇	無配	無配	無配	二・五〇 二・五〇
東方(舊瑞記)	同 上五十兩	六・〇〇 三・〇〇	無配	無配	無配	無配

第二 生産能率及生産高

綿絲の生産高は能率、鍾數及作業時間に依り決定せらるべきものなれ共、他方より見る時は市況即ち需要狀況に由りても左右せらるゝものとす、而して能率は職工の熟否及絲の細大に大なる關係を有し、細絲なるに従ひて其一鍾一日の紡出高も減少するものにして、太絲は製出易く其量も亦多し、今其番手と能率と

の比を見るに略次の如し。

二十番手	一錘一日 (二十四時間) の能率	一三 オンス	生産額割合	七分
十六番手	同	一四	同	三割三分
十四番手	同	一五	同	四割九分
十二番手	同	一九	同	六分五
十番手	同	二三	同	四分

作業時間は市場の如何に由り伸縮すと雖も、機械を休まし置くは最も不經濟の事なれば、需要の存する限り作業するは勿論なり、而して紡績工場は多く晝夜兼業を常とし、現今日本に於ける紡績工場にても、大抵二十二時間乃至二十三時間の作業をなし、晝間のみ作業する會社少し、故に上海に於ても同じく晝夜兼業をなすものと見て可なる可し、而して一箇月の作業日數は其經營者の支那人なると外國人なるとに依り差あれ共、外國人經營のものに在りては機械掃除の爲め正月又は其外臨時の休業などあれば一箇月二十四乃至二十六日と見れば大差なからん、今十六手、十四手、十二手の中間に在る十四手を紡出するものと見て

一日一鍾當一封度説に依り計算すれば第一項に示せるが如く七八八、九六六鍾なるを以て一日約七九〇、〇〇〇封度（一〇、四五〇擔）にして、一箇月の平均作業日を二十五日とせば一年間には三百萬擔の生産額となる。

第三 労働者及工賃

上海の紡績工場に於ける労働者数は工場の規模に依りて異なるのみならず市場に於ける綿絲の需要如何に依りて變化あり、且つ或る工場にては織布業を兼ねるあり、而も職工の技術、番手の如何に由りて差を來す可く、或者は一臺の紡機百五十内外の鍾を有するものを一人にて操縦するに或る者は二、三人に非れば取扱ひ得ざるあり、故に必ずしも鍾數と使用労働者とは正確なる一定の比を保つものにあらず、而して是等の労働者は多く上海地方より來るものなれども中には安徽、寧波、廣東の地方より來るもあり、年齢は甚だ不齊にして十二、三の少女より五、六十の老人に至り一定せざるも、業務の繁閑難易に依りて職務を分掌するものとす、労働時間は各工場に由りて一定せざるも晝夜兼業の工場にありては晝夜を交代せしめ、晝業のみをなすものにありては別に交代するの必要な

し、兩者の場合を通じて其職工の労働時間は凡そ十一、二時間と見て可なり、而して職工の賃銀は男女其率を異にし又技術の巧劣、作業の難易に由りて斟酌せらるゝものにして不同なりと雖も、上海各工場に於ける賃銀を職務別に示せば大體次の如し。

機械修繕職工	二日賃銀	二六仙	油 差	一日賃銀	三八仙
副 油	同	三三仙	臺付職工	同	二五—二八仙
カ ー ド					
機械修繕職工	同	三六仙	臺付職工	同	一八—二八仙
Lapper room					
Card	六台—八台受持	〇・二五—〇・三〇 ^元			
Drawing frame	六—七 deliveries 受持	〇・二〇—〇・三〇			
Slubbers	四〇—六〇 錘受持	〇・一八—〇・二五			
Intermediate	六〇—七〇 錘受持	〇・二三—〇・三〇			
		〇・二二—〇・二九			

而して米國商務官の其本國商務省に致せる報告中には支那紡績職工の賃銀を左の如く報告せり。

Fine frame	一五〇—一六〇 錘受持	〇・二五—〇・三〇
Spinning frame	一〇〇—一五〇 錘受持	〇・二五—〇・三〇
Reelers		〇・二五—〇・三〇
Warpers		〇・二五—〇・三〇
Slashers		〇・一八—〇・二五

是等も亦各工場に依りて多少の差あれ共二十仙より三十仙の間にして、外人經營のものは支那人經營のものに比し高率の傾あり、上海紡績會社に就きて聞けば同工場にて最も多く得る女工は三十五仙にして少きは二十仙内外なりと云ふ、之を日本及歐米に比較する時は非常に低率なれ共上海に於て始めて紡績工場の設立せられたる當時より見れば非常に高率なり。

賃銀支拂の方法も亦各工場に由りて異なるのみならず、一工場内にても其業務に由りて時間拂あり、出來高拂あり、或は兩者を混用するあり、然れ共現今は何れの工場にても一種の方法を案出して採用し居れり、即ち紡機二車の運轉に由り職工一人の紡出高を表示する機械を設け、以て其數と一月或は二旬の出席日數とを加乘し給料を支拂ふものとす、蓋し時間拂のみに由る時は彼等の通弊と